

「平成 27 年度横浜市税制調査会答申 —法人住民税のあり方と大都市税制—」のポイント

第 1 章 地方法人課税を巡る最近の動向

改正項目	影響額
法人住民税の一部国税化 (地方交付税の原資化)	《消費税率 8 %段階》約▲100 億円 《消費税率 10%段階》約▲150 億円
法人実効税率の引下げ等	約▲10 億円
企業版ふるさと納税	—

- * 特に、法人住民税の一部国税化の影響は深刻
- * 自主財源（地方税）を保障する課税権は地方自治の根幹であり、課税権の侵害が続けば、わが国の地方自治や地方分権は消滅に向かってしまう

第 2 章 法人住民税の一部国税化に対する評価と批判

- * 一部国税化の評価にあたっての 2 つの視点から検討する
→「租税論・地方税制の視点」と「地方財政論・財政調整制度の視点」

結論：・法人住民税の一部国税化は、2 つの視点のどちらから見ても、合理的な根拠を全く有さない
・この点で、指定都市市長会は本質的な問題点を的確にとらえていた

第 1 節 租税論・地方税制の視点からの検討

結論：地方法人課税は、立地する法人と行政サービスとの「応益関係」に基づいた課税であるため、法人住民税の一部国税化は不当な改正である

- (1) 税源の偏在性：偏在はむしろ当然
 - ・法人は、立地する自治体からの社会資本整備等の行政サービスを活用して企業収益を得るための事業活動を行っている
 - ・法人の立地する自治体に税源が集中するのは当然のことである
 - ・特に大都市においては、人口の集中や企業の集積などにより消費活動・経済活動が活発なため、法人は他の市町村と比べ大きな受益がある
- (2) 税収の変動性：重要なのは税源涵養努力
 - ・横浜市においても「企業立地促進条例」など、法人を支援する様々な施策により、税源涵養努力を行っている
 - ・税源涵養努力の果実が地方自治体に税収として戻る必要がある

第 2 節 地方財政論・財政調整制度の視点からの検討と批判

結論：地方財政調整は本来、国の責務として国税を財源として行うべきものである
法人住民税の一部国税化は、最も重要な自主財源である地方税を奪った不当な改正である

- (1) 現況：一部国税化は地方「共同税」化という誤った「幻想のイメージ」
 - ・法人住民税の一部国税化は、地方「共同税」化であって地方自治体間の財政調整に大いに役立つというイメージが振りまかれている
 - ・法人住民税の一部国税化への批判が、「財政力の強い地方自治体のわがまま」であり、「財源を剥奪されることへの異論」であると誤解されている
- (2) 問題点：財政調整における国家の責任放棄による地方分裂・自治体間対立
 - ・「幻想のイメージ」による本当に深刻な問題とは、「国家の責務」として国が行うべき地方財政調整が、地方自治体同士の財源の奪い合いに変質させられていることである
 - ・地方自治体の必要な財源を住民が自ら負担するという地方自治の原則の否定であり、いわば地方分権の否定である

第 3 章 法人住民税のあり方：住民税こそ外形標準

結論：地方法人課税が応益課税であり、法人住民税の課税客体として適切なものは、所得課税でなく、外形標準課税である
・欠損法人の割合が 6 ~ 7 割に上る現状に立つと、企業所得が受益を反映しているとは言い難い

- * 市町村の法人住民税の課税標準として、
 - ① 道府県の法人事業税と同じ付加価値額を採用すること
 - ② より市町村らしい特性の発揮できる課税標準を採用すること
→「土地の賃借料」「従業員数」「支払給与総額」等
- * 政令指定都市においては大都市特例事務があり、都道府県から法人事業税の一部を、政令指定都市に税源移譲する必要性があるのではないかと

おわりに

- * 本答申の結論は 2 つある

結論

- ① 短期的な結論：「わが国の地方自治を護るための危機対応」としての結論
 - ・地方自治の根幹である課税権を取り戻すために、法人住民税の一部国税化が取り消され、復元されるべき
- ② 中期的な結論：法人住民税のあるべき理論に基づく結論
 - ・法人住民税は応益課税であることから、外形標準課税へ改めていくべき